国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	
二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	
有機加工食品	有機畜産物
一　農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が外国産農林物資である場合にあっては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	一　農林水産大臣が定める物質（当該有機畜産物が外国産農林物資である場合にあっては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。
二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
（略）	（略）

添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	
二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	
有機加工食品	有機畜産物
一　農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された農林物資である場合にあっては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	一　農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。
二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和二年七月十六日から施行する。

○環境省令第十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十六日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境大臣　小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）	（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）
第十二条の七の十六　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。	**第十二条の七の十六**　法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。
一～四の二　（略）	一～四の二　（略）
四の三　廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下この号において同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物	（新規）

二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	
（略）	（略）

二　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	
（略）	（略）